

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

庁内各局部課長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁企画発第277号
令和8年5月8日
警察庁長官官房企画課長

居住制限に関する考え方と留意点について（通達）

「将来を見据えた優秀な警察官の確保に向けた緊急対策プラン」（「将来を見据えた優秀な警察官の確保に向けた緊急対策プランの策定について（通達）」（令和8年4月9日付け警察庁丙人発第73号ほか）別添）において、居住制限の適正化が警察組織を挙げて講ずべき取組の一つとして掲げられたところ、別添のとおり、居住制限に関する考え方と留意点をまとめたので、各位にあっては、本通達を踏まえて、各都道府県警察における居住制限の適正化に係る取組を推進されたい。

なお、本通達については、警察庁内各所属と協議済みであることを申し添える。

居住制限に関する考え方と留意点について

第1 居住制限について（概要）

各都道府県警察等においては、突発重大事件事故、自然災害等の有事における即応体制の確保を目的に、官舎等（警察職員が勤務地の近くに居住するために設けられた官舎、公舎、宿舎、寮等をいう。以下同じ。）居住の義務をはじめとする、居住に係る距離的、時間的、区域的その他制限（以下単に「居住制限」という。）が設定されている。

職業選択において勤務環境や待遇を重視する声も聞かれる中、警察官の居住環境については居住制限や官舎等の老朽化が課題となっている。居住制限は職員やその家庭の負担になり得るものであることから、その対象が必要以上に広範とならないよう、職員の所属（担当業務）や官職等を踏まえて過不足ないものとする必要がある。このような背景を踏まえ、各都道府県警察において、合理的な居住制限が設定されるよう、居住制限に関する考え方及び留意点を論点ごとに示すこととする。

第2 居住制限の方向性について（総論）

居住制限については、有事即応体制を確保するなどの留意点を考慮した上、管内の治安情勢や地理的特性、通信手段の発達等に鑑みて、都道府県警察において適切に設定し、その範囲と程度を真に必要なもののみとする必要がある。

居住制限を検討する上での「有事」については、警察組織の本来業務である様々な有事への対応のうち、夜間・休日における緊急的な職員の参集が求められる突発重大事案への対応（重大事件事故等発生時の初動対応及び災害対応）を念頭に置くこととする。

重大事件事故等発生時の初動対応においては、被疑者の確保等に加え、犯罪現場やその周辺及び関連場所で収集できる証拠物件等が時の経過とともに劣化・滅失し、又は散逸する前に、時機を失することなく早期に証拠を確保することが重要である。また、災害時（大規模地震・津波、大雨・洪水等）においては、発災直後から、被災者の救助、災害に係る情報の収集等、国民を守るための各種災害警備活動を実施する必要があり、その対応に必要な十分な体制を構築することが求められる。体制の構築に当たっては、当該所属（警察本部の課等及び警察署等をいう。以下同じ。）の宿日直・当番体制や、本部・大規模警察署の有事支援体制等により、総合的に必要な体制を構築することが重要であり、体制を構築するための居住制限については、真に必要な制限とされたい。

また、居住制限の検討に当たっては、通信機器の発達等にも鑑みた当該職員の有事における参集の必要性（有事の際に、参集せずとも、遠隔地から通信手段を用いて連絡をとることで足りるかどうかなど）を勘案されたい。

さらに、各職員の健康・家庭事情（妊娠、出産、子育て、介護等）も十分に勘案し、例外規定の新設・拡大や柔軟な運用についても検討が必要である。なお、健康・家庭事情については、人事配置上の考慮要素にもなっているところ、人事配置に当たっては、こうした事情による居住地や勤務形態の制約の大きい職員が一所属に集中し、当該所属

において突発重大事案への対応に必要な体制が構築できなくなるなどの事態を生じさせないといった観点からも十分な検討を期されたい。

加えて、居住制限の適用の有無や、呼出し対応の頻度等に関し、職員間の公平性の担保にも配慮されたい。具体的には、上記のような例外規定等の対象となる職員については居住制限を適用しない代わりに宿日直・当番の頻度を高めたり、本部執行隊や本部宿日直・当番員による支援や隣接・近隣警察署との宿日直・当番体制のブロック運用等を踏まえてもなお呼出しが必要な場合における呼出し対象者を交替制としたり、また、居住制限の対象となった職員については通常の異動周期よりも短い一定の在籍期間経過後に（本人の希望を聴取の上で）居住制限の対象でない所属・係等への異動又は配置換えを行ったりするなど、居住制限や呼出しによる不公平感の払拭に留意されたい。

第3 居住制限の考え方と留意点について（各論）

1 各所属における有事の際に必要な体制の特定について

各都道府県警察等において居住制限が設定されているのは、夜間・休日に発生した重大事件事故や災害等に対応する要員を確保するためであり、その設定に係る検討を行う前提として、夜間・休日における有事の際に必要な体制を特定しておくことが重要である。

各所属における有事の際に必要な体制を特定するに当たっては、所属で対応すべき事案が夜間・休日に発生した際に、当該事案発生から一次対応（刑事事件であれば、現場臨場、現場保存、被害者・参考人の確保、被疑者の追跡等、災害対応であれば、情報収集、避難誘導、救出救助等、事案対応における最初期の対応をいう。）、二次対応（刑事事件であれば、実況見分等の捜査活動、取調べ・送致等の刑事手続等、災害対応であれば、一次対応に続く情報収集、避難誘導、救出救助等、事案発生から一定時間が経過した段階における対応をいう。）以降の各段階において、各段階での優先度の高い業務を整理した上で、それら業務への対応に最低限必要な人員や参集までの制限時間を算定するなどすることで、夜間・休日における有事の際に各所属において必要な体制を特定することが可能であると考えられる。

2 必要な体制の確保について

有事における必要な体制を確保するに当たっては、上記1で特定された真に必要な体制が確保される範囲内で、職員に過剰な負担が発生しない方法を検討する必要があるところ、体制確保の方法としては、以下の選択肢が考えられる。

- 宿日直・当番制
- 本部・大規模警察署による支援
- 近隣警察署のブロック運用
- （居住制限の対象となっている）参集要員の呼出し

夜間・休日における呼出しは、呼び出された職員の負担となるほか、当該職員が呼出しを認知し、準備して移動し、参集するまでに一定の時間が掛かるなど、必要な一次対応要員を確保する手段として最も望ましいとはいえず、また、有事における体制を確保するために参集要員となる職員には居住制限が掛かり、私生活に制約が加わることとなる。

そこで、有事における体制の確保を検討するに当たっては、宿日直・当番体制の確保に加え、本部執行隊等による警察署支援体制の拡充や周辺警察署との宿日直・当番体制のブロック運用等、「将来を見据えた警察組織の構造改革に係る着眼点」（「将来を見据えた警察組織の構造改革に係る着眼点について（通達）」（令和8年4月2日付け警察庁丙企画発第18号ほか）別添）において示した、「警察本部と警察署の役割分担及び警察署の運用の見直し」に係る取組を検討した上で、真に必要な範囲で居住制限を設けるなど、職員にとって過度な負担とならないように検討されたい。

例えば、重大事件事故・災害等発生時において、宿日直・当番体制に加え、本部執行隊等の本部所属による初動捜査支援・管内の警ら支援により一定の人員が確保できることを前提とした上で、さらに、警察本部に現場鑑識を集約することで重大事件が夜間・休日に発生したとしても証拠物件等の確保が可能となる体制を構築する、隣接警察署との宿日直・当番制のブロック運用等による応援派遣体制を構築するなどした上で、それでもなお必要人員が確保できないなどの場合における必要十分な体制確保の手段として、居住制限を設定することを検討されたい。

また、以上の検討に当たっては、以下の事項に留意されたい。

(1) 治安情勢・地理的特性について

繁華街を有するなど他の管内に比べて治安情勢が不安定な区域を管轄する警察署においては、有事における即応体制を確保する必要性が高いところ、通常そのような地区における宿日直・当番体制等は厚いものと考えられ、本部執行隊や本部宿日直・当番員による支援、隣接・近隣警察署の宿日直・当番体制による支援（宿日直・当番制のブロック運用を含む。）等により、有事即応体制が確保できる限りにおいて、居住制限を設けることなく、必要な体制を確保することができる場合もあると考えられる。

他方、都市部以外に位置する区域を管轄する警察署の中には、限られた体制で広範な区域を管轄している場合がある上、管轄区域の地形等によっては、職員が警察署から遠隔地に居住すると、交通の状況等により参集が困難になる可能性があることから、有事の際の参集要員が管轄区域の近隣に居住することが望ましい場合もあると考えられる。ただし、その場合にも、本部執行隊や本部宿日直・当番員による支援、隣接・近隣警察署の宿日直・当番制による支援（宿日直・当番制のブロック運用を含む。）等を念頭に、参集要員を必要最小限とした上で呼出しを交替制とすることなどにより、呼出しによる負担の軽減を図ることが可能であると考えられる。

(2) 通信環境について

現在は携帯電話等の通信機器が発達し、有事であっても、基本的には遠隔地からの報告・連絡が可能となっていることから、複数の通信手段を確保する、一対多通信が可能なチャット機能を活用するなど、有事の際の通信手段の確保に可能な限り配慮した上で、所属、官職等、各職員の職責の性質に留意しつつ、居住制限を設ける職員を限定することが可能であると考えられる。

(3) 所属・官職ごとの留意点について

ア 警察本部長

警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）については、「警

察本部長の即応態勢の強化について（通達）」（令和7年3月10日付け警察庁丙総発第3号）において示達しているとおおり、その管轄都道府県内において、大規模な災害、社会的反響の大きい重大事件事故その他の都道府県警察が総合的かつ一体的な措置を緊急に講ずる必要がある重大事案が発生した場合、直ちに都道府県警察本部庁舎（以下「本部庁舎」という。）に参集し、所要の指揮を執ることが求められている。

そのため、警察本部長は、本部庁舎に近接する宿舎（大規模な災害等が発生し交通網が寸断された場合でも、直ちに30分以内を目途として本部庁舎に徒歩参集することができるようにするため、本部庁舎からおおむね2キロメートルの範囲内にある宿舎をいう。）のうち、あらかじめ警察庁長官官房長と協議して定めた宿舎に居住するなど、警察庁から示している制限の範囲内での居住が必要となる。

イ 警察本部長秘書

警察本部長秘書については夜間・休日における緊急の報告等の対応のため居住制限を設けている都道府県警察があるが、通常は携帯電話等の通信機器を用いた報告・連絡が可能であり、秘書の通信機器が使用できない場合には秘書以外の職員から警察本部長に直接連絡することとすれば足りることから、居住制限を不要とすることは可能である。

ウ 本部各所属幹部

(7) 現象事案対応関係所属幹部（刑事部長、生活安全部長、捜査第一課長、人身安全課長等）

現象事案（発生時に初動対応が求められる各種事案であって、災害を除いたものをいう。以下同じ。）対応に係る所属の幹部（各部長、所属長、特別捜査班長等の警部以上の階級にある者をいう。以下同じ。）にあっては、事案発生時において迅速かつ的確な情報集約や捜査指揮が求められるところ、携帯電話等の通信機器を用いた報告・連絡が可能であるなど、適切な捜査体制が確保できる限りにおいて、居住制限を不要とすることは可能である。

なお、特に人質立てこもり事件等の現在進行中の重大事案については、所要の対処態勢を構築した上で、リアルタイムに現場の状況を把握しつつ即座に指揮を執る必要があるところ、居住制限の要否についてはこうした捜査体制が十分に確保できるかどうかを踏まえて判断されたい。

(イ) 災害対応関係所属幹部（警備部長、警備課長等）

災害対応に係る所属の幹部にあっては、災害時において迅速かつ的確な情報集約や現場指揮が求められるところ、携帯電話等の通信機器を用いた報告・連絡が可能であり、幹部のうち1人の通信機器が使用できない場合に他の幹部が役割を代行できる体制を確保しているなど、適切な即応体制が確保できる限りにおいて、居住制限を不要とすることは可能である。

エ 本部職員（警察官等）

(7) 現象事案対応関係所属（刑事部門、生活安全部門等）

現象事案対応に係る本部所属にあっては、警察署の担当課と比べて初動的に対応すべき場面が限られることから、通信手段による連絡体制の確立による即

応体制の確保が可能である限りにおいて居住制限を不要とすることは可能である。他方、「警察本部と警察署の役割分担及び警察署の運用の見直し」に係る議論において、警察本部による警察署支援が重要となっているところ、本部員が支援先の警察署の有事における一次対応要員となるような場合には、本部所属において宿日直・当番制をとることも含め、切れ目のない警察署支援に留意されたい。

(イ) 災害対応関係所属（警備部門等）

災害対応に係る本部所属にあつては、災害時における迅速かつ的確な情報の集約、警察署への指示等が求められるところ、災害対応に係る本部宿日直・当番制を構築した上で、居住制限は必要最低限とし、また、呼出しを交替制とするなど負担の軽減を図ることは可能である。

(ウ) 本部執行隊員

本部執行隊員にあつては、必要な場合には交替制による体制の確保が可能であることから、基本的に居住制限を不要とすることは可能である。上記のとおり、警察本部による警察署支援が重要となっているところ、本部執行隊による警察署支援の充実に努められたい。

(エ) 情報システム関係所属（情報管理部門）

情報システムの運用に係る本部所属にあつては、情報システムの障害や災害等の有事における即応体制の確保が求められるところ、交替制や当番制により一次対応要員を確保した上で、各種マニュアルの整備や携帯電話等の通信機器を用いた報告・連絡体制の確保等により、二次対応要員の参集までに適切な応急処置を可能とする限りにおいて、居住制限を不要とすることは可能である。

オ 警察署長

現在、多数の都道府県警察において警察署長に対する官舎等居住や管内居住の義務規定が存在しているところ、警察署長については、管内治安の責任者であり、有事の際に即報を受けて事案対処に係る指示を出すなどの対応に当たる必要があり、有事即応体制の確保の観点から管轄区域の近隣に居住することが望ましい。ただし、その場合にも、官舎等居住義務や管轄区域内居住の必要性については検討の余地があり、携帯電話等の通信機器を用いた報告・連絡が可能、かつ、警察署長の通信機器が使用できない場合に副署長等の他の幹部が役割を代行できる体制を確保することが可能であれば、各署長の事情に応じた居住制限の設定が可能である。

カ 副署長

副署長（次席等の名称である場合を含む。以下同じ。）にあつては、警察署長同様、管内治安の責任者を代行する立場であり、管轄区域の近隣に居住することが望ましい。ただし、その場合にも、官舎等居住義務や管轄区域内居住の必要性については検討の余地があり、通信途絶時に警察署長又は副署長のいずれかは警察署に参集することが可能、かつ、通信途絶時にも副署長の役割を代行できる体制を確保することが可能であれば、各副署長の事情に応じて居住制限を不要とすることは可能である。

キ 警察署幹部

(7) 現象事案対応関係幹部（刑事課長、生活安全課長、刑事課長代理等）

現象事案対応に当たる幹部にあつては、事案発生時において迅速かつ的確な情報集約や捜査指揮が求められるところ、携帯電話等の通信機器を用いた報告・連絡が可能であるなど、適切な捜査体制が確保できる限りにおいて、居住制限を不要とすることは可能である。

(4) 災害対応関係幹部（警備課長等）

災害対応に当たる幹部にあつては、災害時において迅速かつ的確な管内の情報集約や現場指揮が求められるところ、携帯電話等の通信機器を用いた報告・連絡が可能であり、幹部のうちの1人の通信機器が使用できない場合に他の幹部が役割を代行できる体制を確保しているなど、適切な即応体制が確保できる限りにおいて、居住制限を不要とすることは可能である。

ク 警察署職員

(7) 現象事案対応関係署員（刑事課、生活安全課等）

現象事案対応に当たる署員にあつては、事案発生時において迅速かつ的確な対応が求められるところ、当該警察署の宿日直・当番員に加え、本部執行隊や本部宿日直・当番員による支援、近隣警察署の宿日直・当番制による支援（宿日直・当番制のブロック運用を含む。）等により、適切な捜査体制が確保できる限りにおいて、居住制限を不要とすることは可能である。

(4) 災害対応関係署員（警備課等）

災害対応に当たる署員にあつては、災害時において迅速かつ的確な管内の情報収集・救助活動が求められるところ、当該警察署の宿日直・当番員に加え、本部宿日直・当番員による支援等により一定の体制が確保できることを踏まえた上で、居住制限は必要最低限とし、また、呼出しを交替制とするなど負担の軽減を図ることは可能である。

(4) 地域（交番、駐在所勤務等）

地域警察官については、交替制により一定の体制が確保されており、また、地域警察官を呼び出して有事対応に当たる際、呼出しを受けた地域警察官は二次対応以降の要員として有事対応に当たることとなる場合がほとんどであることから、基本的に居住制限は不要とできるのではないかと考えられる。なお、仮に、若手・独身職員を中心に官舎等居住の制限を設け、参集要員とする必要があるとしても、官舎等居住の制限が職員間で公平なものとなるよう、居住制限は必要最低限とし、呼出しを交替制とするなど負担の軽減を図ることは可能である。

ケ 機動隊員

機動隊員については、緊急事態における即応要員となることから入寮又は近隣に居住していることが望ましいが、災害等の緊急事態への対応に必要な体制が機動隊として確保できている場合については、居住制限を不要とすることは可能である。

3 居住制限の制度設計について

居住制限を設定するに当たっては、以下に示す居住制限の種類を組み合わせるなど、有事の際の体制確保に真に資するように制度を設計されたい。

(1) 時間制限及び距離制限について

時間及び距離による居住制限については、参集方法や交通状況により実際の参集時間と想定される参集時間との差が生まれ得るところ、職員間の公平性担保の観点からも、一律の基準とすることで過度な制限となっていないかに留意し、時間と距離の制限を組み合わせるなどして、事案が発生してから対象職員が制限時間内に参集するための合理的な制限となるように設定されたい。

具体的には、車両の速度から導かれる時間又は距離制限(タクシー利用等を想定)の設定に加え、災害時等の交通遮断を踏まえた徒歩による時間又は距離を設定するなど、居住制限を設定する目的に沿った制限とするとともに、設定される時間又は距離制限の境界付近に居住する職員に対する制限については柔軟な運用とできるよう、幅のある基準とすることが考えられる。

(2) 管轄区域内居住について

管轄区域内居住の制限については、日頃から管内情報が把握可能であるなどの観点から一定の利点はあるものの、一律に制限することは管轄区域の境界周辺に居住する職員への制限が不合理となり得るほか、時期や家庭事情によって管内に適当な住居が確保できない職員への制限も不合理となり得るところ、管轄区域内居住の制限の設定については慎重に検討されたい。なお、上記のとおり、管内の地理的特性に鑑み、交通網・通信網の遮断によって有事の際の参集が困難となることが想定される場合には、時間又は距離制限にも配慮されたい。

(3) 官舎等居住について

職員に特定の官舎等への居住を求めることによる居住制限については、官舎等が勤務地の近くに設けられており、呼出しがあった際には、居住制限の対象となっている参集要員が一次対応要員として業務に当たることが可能となることから、有事の際の要員確保に有用な手段となり得る。しかし、特定の官舎等に居住させることは、職員の居住地に関する制限が過度になり得ることから、通信遮断や交通遮断等が想定される災害対応等において、宿日直・当番制等によってもなお必要人員が確保できない場合に限り、官舎等居住の制限を設定することを検討されたい。また、官舎等居住制限を課す場合には、呼出しに係る日ごとの呼出し要員を交替制とするなど、居住制限を課されている職員(以下「制限職員」という。)間の公平性の担保にも配慮されたい。

なお、上記1、2並びに3(1)、(2)及び(3)の考え方を踏まえて居住制限を課す場合には、有事に参集する制限職員及びその家族が居住するための待機宿舎(民間住宅の借上げを含む。)の必要性について、個別に検討されたい。

(4) 例外規定について

居住制限規定は、夜間・休日の有事における対応要員を確保する手段として対象となる職員一律に制限を課すことで、恣意的な運用を防止することや職員間の公平性を担保するという観点において、一定の意義があるものといえる。しかしながら、職員の処遇改善を図る必要があることに加え、一律の居住制限が不合理になる場合

があり得ることから、居住制限規定に例外的な規定を置いた上で、育児、介護等の家庭事情に応じた柔軟な運用を図ることを検討すべきである。

4 公平性の担保について

上記のとおり、職員に対して居住制限を設定する際には、一律の制限ではなく、必要最小限の職員に設定するように居住制限の考え方と留意点について示してきたところ、その反面、制限職員と居住制限を課されていない職員（以下「非制限職員」という。）との間での不公平感が生じる可能性があることから、居住制限を設定する際には、その制度設計及び運用の両面において、職員間の公平性の担保についても配慮されたい。

具体的には、短期的な公平性の担保に加え、職員のキャリアステップに伴う、中長期的な公平性の担保の方法が考えられる。

(1) 短期的な公平性の担保について

家庭事情を理由に例外規定が適用される非制限職員については、居住制限による負担を軽減し、突発的な参集を免除する一方、当該非制限職員の家庭事情に応じて、事前の調整が可能な宿日直・当番の頻度を高めることも選択肢として考えられる。

具体的には、病欠や入校等で宿日直・当番制に欠員が生じた際には、非制限職員を優先的に補充要員に割り当てるなど、短期的な公平性の担保に努められたい。

また、呼出しの対象となっている制限職員にあっても、私生活の充実の観点から、夜間・休日も常時呼出し要員として設定するのではなく、同階級の制限職員間で日ごとの呼出し順位を設定する、日ごとの呼出し要員を交替制とするなど、制限職員間の公平性の担保にも配慮されたい。

(2) 中長期的な公平性の担保について

職員のキャリアステップの中では、制限職員に任ぜられる場面が複数回想定されるところ、職員の負担を平準化する観点からも、当該制限職員の希望に配慮しつつ、異動の先々で連続して制限職員となることのないよう、例えば、居住制限が想定される郊外の小規模警察署において複数年勤務した次の異動先所属においては、現在の居住地や家族の状況等を踏まえた本人の希望を聴取することを前提として、居住制限のない大規模警察署や本部所属への異動を検討するなど、当該制限職員のキャリア全体の中での居住制限や呼出しの負担の軽減、ひいては職員全体の中長期的な公平性の担保に配慮されたい。